

プラチナ光安心端末保証規約

第1条（本規約の適用等）

- 1 当社は、当社が別に定める「プラチナ光サービス利用規約」（以下、「基本規約」といいます。）第1条第5項記載の「オプションサービスに別途の利用規約がある場合」における、その「別途の利用規約」の一つとして、この「プラチナ光安心端末保証規約」（以下、「本規約」といいます。）を定めます。当社が提供する「プラチナ光サービス」に追加して利用可能なオプションサービスのうち、「プラチナ光安心端末保証」サービス（以下、本規約において「本件サービス」といいます。）をご契約いただいた場合、本件サービスのご利用に際しては、基本規約だけではなく、本規約に同意したものとみなされ、基本規約および本規約が併せて適用されますので、ご利用いただく前に必ずお読みください。
- 2 本件サービスは、「プラチナ光サービス」（以下、「基本サービス」といいます。）のオプションサービスの一種になります。したがって、本件サービスのご利用に関して、本規約に定めがない事項については、基本規約で本件サービスには適用しない旨を明確に謳っている条項を除くほか、利用者は、基本規約のすべての条項にしたがうものとします。
- 3 本規約と基本規約とで同一事項に関する定めを設けている場合において、その規定内容が異なる場合には、本規約に定める内容が優先するものとします。
- 4（1）当社は、相当の事由があると判断した場合には、本規約を変更することがあります。この場合、本件サービスの利用条件は、変更後の本規約に定めるところによるものとします。
（2）当社は、第（1）号の変更を行う場合、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびに本規約の変更に係る効力発生時期を、当社ホームページ（プラチナ光サービスに係るホームページを指します。）への掲載その他の適切な方法により利用者に周知するものとします。なお、その周知に際しては、本規約の変更に係る効力発生時期までに相当な予告期間を設けるものとします。この周知が行われた場合、利用者は、変更後の本規約の内容に同意したものとみなします。

第2条（定義）

- 1 本規約で使用する用語の意味は、以下の各号に定めるとおりとします。
 - （1）「本件サービス」とは、当社が提供する「パソコン等に係る故障、盗難等の偶発的な事故による損害を補償するサービス」をいいます。
- 2 第1項各号で定めるほか、本規約で使用する用語の意味は、本規約の各条項で別異の断りがない限り、基本規約に定めるところにしたがいます。

第3条（本件サービス）

本件サービスの詳細は、別紙1記載のとおりとします。

第4条（本件サービスの利用料金）

本件サービスの利用料金は、別紙2「料金表」に定めるとおりとします。

第5条（本件サービスの利用契約）

本件サービスの利用契約は、本件サービスの申込みに対して、当社が基本規約第7条（申込の承諾）で定める承諾を行った日に成立するものとしします。

第6条（本件サービスの変更等）

- 1 当社は、合理的な理由があると判断した場合、利用者の個別の承諾または同意を得ることなく、当社の判断により、本件サービスの諸条件（別紙2「料金表」に定める利用料金額を含みますが、これに限りません。）、本件サービスのサービス内容等を変更することができるものとしします。この場合の変更に係る手続およびその効力発生に関しては、第1条第4項に定めるところに準じるものとしします。
- 2 当社は、第1項による本件サービスの諸条件、本件サービスのサービス内容等の変更起因して利用者または第三者が被った如何なる損害、不利益についても、一切の責任を負いません。

第7条（秘密保持および利用者情報の保護）

- 1 届出事項および利用者による基本サービスおよび本件サービスに係る利用内容等、本件サービスの提供に係る業務に関連して当社が取得し、あるいは記録した利用者に関する情報（以下、「利用者情報」といいます。）は、当社が所有するものとしします。当社は、利用者情報を本条で定めるところによるほか、当社がインターネットにて公開するプライバシーポリシー（個人情報保護方針）（<https://www.telemarker.co.jp/policy.html>）に基づき取り扱うものとしします。
- 2 当社は、利用者から事前に同意を得た場合、および第1項のプライバシーポリシーで情報の利用目的または共同利用の目的として定める場合を除いて、基本サービスおよび本件サービスの提供以外の目的のために利用者情報を利用せず、あるいは第三者に開示もしくは提供しないものとしします。ただし、以下の各号に定める事項については、利用者は、当社による利用者情報の利用および該当先第三者に対する提供にあらかじめ同意するものとしします。
 - （1）当社が認めた業務提携会社に対して、基本サービスおよび本件サービスの提供に係る業務処理の一部を再委託する目的のために利用者情報を提供すること
 - （2）利用者に対して、当社または当社の関連会社等の広告宣伝、サービス（基本サービ

スおよび本件サービスに限らず、それら以外の他のサービスも含みます。)の提供その他の告知等のための電子メールまたは郵便物等を送付すること

- (3) マーケティング、新規サービス開発またはサービス向上の目的のために、当社が利用者情報の属性やデータを集計・分析し、個人の識別・特定が通常できない状態に加工したものを作成し、当社が利用すること、または当社の関連会社や当社が認めた第三者にこれを提供すること
 - (4) 当社または当社の関連会社等が行うサービス(基本サービスおよび本件サービスに限らず、それら以外の他のサービスも含みます。)への入会もしくは提供のために利用者情報を提供し、または利用すること
 - (5) 利用者から利用者情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付すること
 - (6) 利用者が他の利用者を含む第三者に不利益を及ぼす行為をしたと当社が合理的に判断した場合において、当社が利用者情報を当該第三者や関係当局または関連諸機関に必要な範囲で通知すること
 - (7) 裁判所の発行する令状もしくは捜査機関の捜査関係事項照会書に基づき、または関係官公署の要請に基づいて開示すること
- 3 利用者が法人等の団体である場合における当該利用者の法人情報についても、前二項の規定と同様に扱うこととします
- 4 利用者は、基本サービスまたは本件サービスの利用に関連して発生した、当社または第2項第(1)号の業務提携会社との間の苦情、クレーム、訴訟等については、当社が要求する事項(文書、口頭による交渉を含みますが、これらに限定されません。)をすべて当社に開示します。
- 5 通信の秘密に関する事項については、前四項によらず、基本規約第55条が適用されるものとします。
- 6 利用者情報が個人情報に該当する場合、第1項、第2項および第4項によるほか、基本規約第56条に定めるところにしたがうものとします。この場合、第1項、第2項および第4項で定める内容と基本規約第56条に定める内容が異なり、または抵触する場合には、基本規約第56条に定めるところが優先するものとします。

第8条(不正行為等の調査)

利用者は、当社または当社が指定した第三者が本件サービスの不正利用等の調査を行う場合があることについて、あらかじめ承諾するものとします。

第9条(責任の範囲)

- 1 本件サービスの提供に関連して利用者に発生した損害について、当社が負うべき責任の範囲は、本規約に個別に定めるところによるほか、基本規約第53条および第54条

に定めるところによるものとします。

- 2 利用者による本件サービスの利用に関連して、利用者の責めに帰すべき事由により、当社または第三者（他の利用者を含みますが、これに限りません。）に損害を与えた場合、利用者は、その損害の全額を賠償しなければならないものとします。

以上

別紙1 本件サービスの詳細

1. 補償内容

当社または他の I S P 事業者が提供する所定の I S P サービスを利用したインターネット接続が可能な移動通信機器等(ルータ, ゲーム機, 音楽プレーヤー, パソコン, スマートフォン, タブレット端末のいずれかをいい, 本件サービスの利用者の所有物に限ります。以下, 総称して「対象端末」といいます。)に偶発的な事故(故障, 盗難, 紛失, 外装破損, 水濡れ全損のいずれかをいい, 以下, これらを総称し, または個別に「事故」といいます。)が生じたために本件サービスの利用者が損害を被った場合において, 利用者からのお申出に基づき, 当社が利用者に対して, 本別紙1に定めるところにしたがってその損害を補償するものになります。

2. 対象となる利用者

本件サービスの利用者に限ります。

(注) 本件サービスの利用者は, 基本規約第14条により本件サービスの利用契約を解約した場合, 基本規約第15条により本件サービスの利用契約を解除された場合, 基本規約第27条により本件サービスの利用を停止された場合, または基本規約第28条により本件サービスの利用停止を申し出た場合, その他理由の如何を問わず, 本件サービスの利用資格を喪失し, または(一時的に)その利用資格が停止された場合, 本件サービスを利用することはできません。ただし, 本件サービスの利用資格の喪失または停止前に生じた事故であって, かつその喪失または停止前に, 下記9. 記載の内容にしたがって利用者が必要な補償請求を開始している場合には, 当社が利用者へ補償支払いを行う前に利用者が本件サービスの利用資格を喪失またはこれが停止された場合であっても, 当該事故に係る損害に限り, 補償対象とするものとします。

3. 対象端末(補償対象端末)

本件サービスの利用契約のお申込時に当社所定の方法(当社所定の書式に必要事項を記載した書面を当社に提出することにより登録していただきます。)により登録した端末に限るものとし, そのお申込後に対象端末を追加することはできないものとします。なお, 対象端末については, 原則として, 本件サービスのお申込時に利用者が登録した端末1台のみを対象としますが, 利用者が希望する場合には, 別紙2の料金表記載の金額に追加して, 追加端末1台ごとに月額200円(税別)をお支払いいただくことにより, 対象端末の台数を追加することができるものとします。

4. 本件サービスの終了・変更

当社は、基本規約第2条または本規約第1条第4項により、本件サービスを終了または変更する場合があります、この場合、基本規約または本規約の当該規定にしたがって終了または変更の効力を生じるものとします。ただし、その終了または変更前に本件サービスに係る利用者が補償対象となる事故で損害を被ったときに適用された本規約および基本規約については、その後も当該補償手続に関する限りでその効力を維持するものとします。

また、基本規約第26条により本件サービスが廃止された場合、または基本規約第25条もしくは同第29条により本件サービスの利用が一時的に中止された場合であっても、その廃止または中止前に本件サービスに係る利用者が補償対象となる事故で損害を被ったことに係る補償手続に限り、その損害を被った時点における本規約および基本規約の内容がなお適用されるものとします。

5. 本件サービスの利用可能開始日

利用者は、本件サービスの利用契約が成立した場合において、その後、利用者が本件サービスに係る利用料金を最初に支払った月の翌々月の1日（以下、「利用可能開始日」といいます。）以降の補償対象となる事故による利用者の損害から、本件サービスを利用することが可能になるものとします。

本件サービスの利用契約が成立している場合であっても、利用可能開始日より前の補償対象となる事故による利用者の損害については、利用者は、本件サービスを利用することはできないものとします。

6. 期間中の補償限度額等

補償限度額 対象端末が、ルータ、ゲーム機または音楽プレーヤーの場合
1万円

対象端末が、パソコン、スマートフォンまたはタブレット端末の場合
一部故障・一部破損の場合には1万円
全損・紛失の場合には5万円

※ ただし、対象端末の事故により本件サービスの利用者に生じた実際の損害額がこの補償限度額を下回る場合には、補償金額は利用者に生じた実際の損害額となります。

補償上限回数 対象端末1台について、1年間（なお、その起算日は、本件サービスの利用契約成立日とします。）に1回を限度とします。

累積補償限度額 1年間（なお、その起算日は、本件サービスの利用契約成立日とします。）に10万円を限度とします。

対象期間 本件サービスの利用契約が存続している期間（ただし、本件サービスの利用を一時的に停止されている場合、その期間は除きます。）

補償請求期間 事故、損害の発生後、遅滞なく行わなければならないものとします。

対象となる利用 日本国内での利用に限ります。

※ 補償限度額；1事故当たりの補償限度額です。

※ 累積補償限度額；本件サービスの利用者が、基本の対象端末に追加の対象端末を追加している場合において、1利用者（1アカウントID）に係るすべての対象端末の事故による補償金額の合計金額の限度額です。

7. 当社からの補償について

利用者が、本件サービスに係る利用者が補償対象となる事故で損害を被ったとして、下記9. 記載のお手続きにしたがって本件サービスを利用される場合、当社は、本規約（本別紙1を含みますが、これに限りません。）に則って補償の可否についての審査を行います。その審査の結果、対象期間内に補償対象となる事故の発生により利用者が損害を被ったこと、および下記8. 記載の補償の対象とならない場合に該当しないことが確認できた場合には、当社は、補償を行うことを決定し、上記6. 記載の補償限度額および補償上限回数の範囲内で、利用者からの請求に基づき、当社が利用者に対して補償金をお支払いします。ただし、対象端末に付帯されたメーカー保証もしくは販売店等の保証の利用が可能である場合、または当該損害を補償する内容の他の損害保険契約が締結されている場合（保険契約者が利用者自身であるか否かは問わないものとします。）には、それらの保証または損害保険契約を本件サービスに優先して利用していただきます。

8. 補償の対象とならない損害

対象端末の事故があった場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、補償の対象とはなりません。

- ・地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害
- ・火災、爆発、放射能汚染に起因する損害
- ・公的機関による差押え、没収等に起因する損害
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害
- ・本件サービスの利用者の故意または重大な過失による損害
- ・本件サービスの利用者と同一世帯に属する親族の故意または重大な過失による損害
- ・本件サービスの利用者以外に、事実上、対象端末を使用または管理する者がいる場合、その者の故意または重大な過失による損害

- ・ 本件サービスの利用者が法人である場合には、その役員または従業員の故意もしくは重大な過失による損害
- ・ 対象端末の事故が盗難または紛失である場合において、本件サービスの利用者が盗難または紛失の事実について警察への届出を怠った場合
- ・ 盗難が未遂であった場合
- ・ 対象端末の事故が盗難または紛失である場合において、当社から利用者に対する補償金の支払前に盗難または紛失に係る対象端末が発見された場合
- ・ 下記9. 記載のお手続にしたがった請求を遅滞なく行わなかった場合（合理的な理由なく、必要書類の提出を遅延した場合を含みます。）
- ・ 本件サービスの利用契約成立前またはその終了後（その終了事由の如何は、問いません。）に対象端末に生じた事故による損害
- ・ 本件サービスの利用契約が存続している間であっても、上記5の利用可能開始日より前に対象端末に生じた事故による損害
- ・ 本件サービスの利用契約が存続している間であっても、当該利用契約に係る利用者が利用資格を停止された期間に対象端末に生じた事故による損害
- ・ 本件サービスの利用契約が存続し、上記5の利用開始可能日以後であり、かつ当該利用契約に係る利用者が利用資格を停止されていない期間に、対象端末に生じた事故であっても、下記9. 記載のお手続にしたがった補償請求を開始する前に、当該利用契約が終了し（その終了事由の如何は問いません。） または当該利用者が利用資格を停止された場合。ただし、当該利用者が、当該利用契約を終了されることなく、利用資格を回復した場合は除きます。

9. 損害発生の際のお手続きについて（補償請求のお手続き）

- ・ 対象端末について補償の対象となる事故、損害が発生した場合、速やかに当社が運営する「プラチナ光サポートセンター」（TEL 0120-877-572。平日 9:00～18:00）まで、お電話にてご連絡ください。
- ・ 後日、当社から、補償請求書類を送付しますので、これに記入したうえ、下記の提出必要書類を添付のうえ、当社宛てご返送ください。

記

【提出必要書類】

（一部故障・一部破損の場合）

- ① 当社所定の事故状況説明書兼補償請求書
- ② 修理領収書、見積書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等、対象端末の一部故障・一部破損を証明できるもの
- ③ 損害状況・損害品の写真
- ④ その他、当社が求める書類、写真

(全損・盗難・紛失の場合)

- ① 当社所定の事故状況説明書兼補償請求書
- ② 修理に出した際の見積書または修理に関するメーカー、店舗等のレポート等、対象端末が全損したことが証明できるもの（全損の場合）
- ③ 損害状況・損害品の写真（全損の場合）
- ④ 交換・新規購入した際の領収書等、対象端末に代わる端末を交換・新規購入したことが証明できるもの
- ⑤ 盗難・遺失物届出に伴う警察署発行の証明書（届出受理番号が証明できるもの）
（盗難または紛失の場合）
- ⑥ その他、当社が求める書類、写真
 - ・上記お手続きの際には、本件サービスの利用者ご本人であることを書面または口頭でご申告いただきます。また、そのご申告と併せて、運転免許証、パスポートのコピー等の本人確認書類のご提出をお願いする場合があります。
 - ・当社は、本件サービスご利用（補償請求）の可否について審査を行う際、補償請求書および上記の提出必要書類を確認、精査するほか、以下の点に関する事実確認・事実調査を自らまたは第三者に委託して行う場合があります。この場合、本件サービスの利用者は、当社または当該第三者から求めがあった場合には、その事実確認・事実調査に協力しなければならないものとします。
 - ① 補償対象となる事故に該当する事実の有無
 - ② 損害の額および補償対象となる事故との相当因果関係の有無
 - ③ 補償対象となる事故の発生原因（本件サービスの利用者の関与の有無その他の事情）
 - ④ 補償対象となる事故の発生後の本件サービスの利用者その他関係者の対応内容、対応状況

10. 代位

対象端末の事故により本件サービスの利用者が生じた損害が、第三者の行為に起因するものである場合において、当社が利用者に対して本件サービスに基づく補償を行った場合、当社は、当該利用者が当該第三者に対して有する一切の権利について、補償支払額を限度として代位取得するものとします。

この場合、当社が当該第三者に対して、当該代位取得した権利に基づき請求を行う場合において、当社が利用者合理的に必要な協力を求めたときは、利用者は、その求めに応じて当社に協力していただくものとします。

11. 損害発生および損害拡大の防止義務

本件サービスの利用者は、対象端末に事故が生じた場合、これによる損害発生お

よび損害拡大の防止に努めなければならないものとします。

別紙2 料金表

プラチナ光安心端末保証サービス

基本料金；月額 980 円（税別）（対象端末 1 台の場合）

追加料金；対象端末を追加する場合（2 台目以降），上記基本料金に 1 台ごとに月額 200 円（税別）を追加するものとする。